

償還払いによる介護保険住宅改修費の支給申請書類について

1 事前承認申請（施工前の申請）

「償還払い」では、施工業者の限定がなく、どちらの施工業者でも住宅改修として施工が可能です。工事前に以下の申請書類を市に提出してください。

※市から承認連絡が来る前に施工した場合は、支給対象ではなくなります。

提出書類（太字は提出必須書類）

- (1) **住宅改修理由書**（参考様式あり。介護支援専門員、住宅改修アドバイザー、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター２級以上等の資格を持つ方が記入してください。）
- (2) **工事図面**
- (3) **工事内訳書または見積書**（参考様式あり）
- (4) **住宅改修の承諾書**（参考様式あり。住宅改修の必要な要介護者等が、住宅の所有者本人でない場合のみ提出）
- (5) **施工前の写真**（日付入り、図面で施工内容が判明しづらい場合のみ提出）

☆「償還払い」による改修ができない場合

- ・対象者が要介護認定申請をしていない、または非該当の場合

2 事後支給申請（施工後の申請）

改修工事完了後、以下の申請書類を市に提出してください。

提出書類（太字は提出必須書類）

- (1) **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書**（様式第31号）
- (2) **領収書**（被保険者本人の氏名記載のもの）
 ※原本とコピーを提出していただき原本を確認の上返却します。（コピーのみ受け取ります。）
- (3) **施工前の写真**（日付入り、事前申請時に提出していれば不要）
- (4) **施工後の写真**（日付入り）

※ 住宅改修とは ※

本人の心身の状態から現在の住居での生活が困難な場合、手すりの取付け等の特定の工事を介護保険サービスとして給付を受けるサービスです。

御利用の際は担当のケアマネジャーか、担当地域にある地域包括支援センターに必ず御相談ください。

3 事前承認申請時の諸注意**(1) 図面**

- ア 平面図に工事個所が分かるよう記入してください。既存の手すり等がある場合は、同様に記入してください。
- イ 対象者の生活動線が分かるよう、図面に記入してください。

(2) 見積書

- ア 参考様式に沿った内容であれば、任意で御用意いただいた見積書で構いません。
- イ 値引きがある場合は消費税計算前に行ってください。
- ウ 住宅改修対象外の施工がある場合、全ての施工部分を加味した見積書の御提出でも構いませんが、どの施工が住宅改修対象部分かを記入してください。

(3) 写真

撮影日をフレーム内に入れてください。日付機能付きのカメラでない場合は、黒板等で日付をフレームに入れてください。

(4) 事前申請時の施工内容から変更がある場合

- ア 理由書に記載された内容と異なる場合
 - イ 金額見積りが高くなる場合
- については、変更は認められません。一度申請を取下げ、新規申請をし直してください。
- 金額見積りが低くなる、かつ理由書に記載された内容に変更がない場合のみ、新しい見積書を添付して事後申請を行ってください。

(5) 施工業者について

住宅改修対象者の親族に該当する者が住宅改修の施工を実施する場合、材料費のみが住宅改修給付分の対象となります。取付費、諸経費等は含まれませんので御留意ください。